

右檢中納言從三位兼行左兵衛督清原真人夏野奏狀稱、○中略望請、點定數國爲親王國、迭任彼國、身留京都、意欲居京官者、一兩人將聽、若有守闕者、不補他人、其料物者、納置別倉、支无品親王之要、伏聽天裁者、正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世宣奉勅依奏、但件等國守官位卑下、宜改定正四位下官、以爲勅任、號稱太守、限以一代、不可永例、

天長三年九月六日

〔吾妻鏡〕十文治六年二月十一日乙未、上總國者爲關東御管領九箇國之内、以源義兼被補任國司之處、去年御辭退之間、正月廿六日、與遠江國、同日被任國司、平親長仍今日目代等國務云云、

〔鎌倉大草紙〕下爰に古持氏の御供に討死しける、里見刑部少輔家基が子、左馬助義實は、房州より打て出、上總半國を押領し、鎌倉へ參、

〔倭名類聚抄〕五上總國國府在市原郡、行程上三十日、下十五日、

〔房總志料〕四上總附錄、一上總の國府は、海上郡姉崎の地方をいふなり、按に、海上地今市原郡に并す、

說別見、又夷濩郡刈谷川の側に國府臺といふ一小村有、土人訛傳て古の國府の地といふ、しかれども其實は、鶴臺コラなど書しなるべし、如何となれば、此邊水厓の高樹などに、鶴の巢つくりしなど有しが、いつとなく字せると見ゆ、後世好事、國府臺字に書かへたると見ゆ、

〔房總志料續〕一夷隅郡、或云、國府臺は、古へ伊甚の國と稱せし時の國府なるべし、安閑帝の御宇、屯倉の地、國造の住したる所なれば、國府と稱したるならん、

首書良道曰、上總の國府は、市原郡今の能滿村なるべし、

〔倭名類聚抄〕五國郡、上總國○註管十一○註市原伊知波、海上、加美、畔、蒜、阿比、望陀、末、字、周、淮、季、天

羽阿末、夷濩、美伊志、長柄、奈加、山邊、乃倍、武射、殖生

〔延喜式〕二十二上總國、大管市原夷濩、海上、畔、蒜、望陀、周、淮、○、中、略右爲遠國

國府

郡